

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 1 0 号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 7 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市低所得子育て世帯への生活応援給付金支給事業実施要綱を制定するため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市低所得子育て世帯への生活応援給付金支給事業実施要綱の制定について、次のとおり専決処分する。

令和4年6月17日

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

大野市教育委員会告示第24号

大野市低所得子育て世帯への生活応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月17日

大野市教育委員会

大野市低所得子育て世帯への生活応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得子育て世帯に対する生活応援給付金（以下「生活応援給付金」という。）を支給するため、大野市低所得子育て世帯への生活応援給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 大野市は、次の各号に定める者に対し、生活応援給付金を支給する。

(1) 令和4年度大野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（大野市教育委員会告示第22号）（以下「ひとり親世帯生活支援特別給付金支給実施要綱」という。）第2条に規定する支給対象者

(2) 令和4年度大野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（大野市教育委員会告示第23号）（以下「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給実施要綱」という。）第2条に規定する支給対象者
(生活応援給付金の額)

第3条 前条に規定する支給対象者に支給する生活応援給付金の金額は、支給対象者1人に対して、5,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5,000円を加算した額とする。

(生活応援給付金の支給の申込み)

第4条 大野市は、第2条第1号に規定する支給対象者であって、令和4年4月分の児童扶養手当を受給するもの又は同条第2号に規定する支給対象者であって、令和4年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当を受給するものに対して、生活応援給付金の支給の申込みを行う。

2 前項に規定する支給の申込みを受けた者で、生活応援給付金の受給を拒否しようとするものは、低所得子育て世帯への生活応援給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により届け出ることができる。

(生活応援給付金の支給の方式等)

第5条 ひとり親世帯生活支援特別給付金支給実施要綱第5条に規定する児童扶養手当受給者又はひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給実施要綱第5条に規定する児童手当若しくは特別児童扶養手当受給者に対する支給の方式は、それぞれ国の給付金の申請の際に選択された方式と同一とする。

2 ひとり親世帯生活支援特別給付金支給実施要綱第7条第1項に規定する公的年金給付等受給者及び家計急変者又はひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給実施要綱第2条に規定する家計急変者で、支給を受けようとするものは、低所得子育て世帯への生活応援給付金申請書(請求書)(様式第2号)により申請を行うものとし、支給の方式は、それぞれ国の給付金の申請の際に選択された方式と同一とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 前条第2項に規定する申請に係る大野市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、令和5年2月28日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が指定する日までとする。

(代理による申請)

第7条 代理により第5条第2項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(生活応援給付金申請者に対する支給の決定)

第8条 市長は、第5条第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、生活応援給付金を支給する。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、生活応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により生活応援給付金の支給を受けた者に対し、生活応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 生活応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年5月27日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。